附属書二―B　第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表（注）

注　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

類	品名
二五	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
二六	鉱石、スラグ及び灰
二七	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
二八	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
七一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
七二	鉄鋼
七三	鉄鋼製品
七四	銅及びその製品
七五	ニッケル及びその製品
七六	アルミニウム及びその製品
七八	鉛及びその製品
七九	亜鉛及びその製品
八〇	すず及びその製品
八一	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

附属書二―C　自動車及び部品

第一条　定義

1　この附属書の規定の適用上、

(a)　「WP二十九」とは、国際連合欧州経済委員会の枠組みにおいて活動する自動車基準調和世界フォーラムをいう。

(b)　「千九百五十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定をいう。

(c)　「千九百九十八年協定」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定をいう。

(d)　「国際連合規則」とは、千九百五十八年協定に基づいて作成される国際連合の規則をいう。

(e)　「GTR」とは、千九百九十八年協定に基づいて作成され、世界登録簿に記載される世界技術規則をいう。

(f)　「国際連合規則の適用」とは、国際連合規則が千九百五十八年協定に従って締約国について効力を生ずることをいう。

(g)　「型式認定」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が関連する行政上の規定及び技術上の要件に適合することを証明する締約国の権限のある当局による行政上の決定をいう。

(h)　「型式認定証」とは、車両又は部品若しくは装置の型式が型式認定を与えられたことを権限のある当局が公的に証明する文書をいう。

2　強制規格及び適合性評価手続は、貿易の技術的障害に関する協定附属書一の1及び3の規定に従って定義される。

第二条　適用範囲

この附属書の規定は、千九百五十八年協定又は千九百九十八年協定によって規制される自動車並びにその部品及び装置の全ての産品（農業又は林業のためにのみ使用される自動車並びにその部品及び装置であって、特に、統一システムの第四〇類、第八四類、第八五類、第八七類及び第九四類に該当するものを除く。）（以下「対象産品」という。）について適用する。

第三条　目的

この附属書の規定は、自動車並びにその部品及び装置が貿易、成長及び雇用にとって重要であることを認識しつつ、次のことを目的とする。

(a)　自動車並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な部品及び装置の高い水準の安全性、環境の保全、エネルギー効率及び盗難防止の性能を向上させること。

(b)　規制に関する協力並びに非関税措置の貿易への悪影響の除去及び防止を通じて両締約国間の貿易及びそれぞれの市場へのアクセスを円滑にすること。

(c)　WP二十九の文脈における要件の国際的な調和及び追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく、国際連合規則に従って与えられる型式認定の相互承認を強化すること。

(d)　国際連合規則の適用及びGTRの適用を通じて両締約国の規制上の要件の収れんを達成すること。

第四条　関連する国際規格及び国際標準化機関

両締約国は、WP二十九が対象産品についての関連する国際標準化機関であること並びに国際連合規則及びGTRが対象産品についての関連する国際規格であることを認める。

第五条　現行の国際連合規則の適用

1　各締約国は、付録二―C―1に掲げる国際連合規則について、関連する国際連合規則によって規制される分野において、自国の国内強制規格及び適合性評価手続に適合しているものとして、型式認定証の対象となる産品を、千九百五十八年協定に従い、追加的な試験、文書、証明又は表示を要求することなく、自国の市場において受け入れる。

2　両締約国は、千九百五十八年協定に従って、安全性及び環境の保全を確保し、並びに強制規格の調和を促進するため、協議するものとし、また、この協定の効力発生の日の後七年以内に、付録二―C―2に掲げる国際連合規則を適用する日付について合意する。両締約国は、その協議が行われている間に、当該国際連合規則を適用する日付について合意するために特定の国際連合規則を改正することが必要であると認める場合には、次条の規定を適用する。

第六条　現行の国際連合規則の改正

1　一方の締約国は、付録二―C―1又は付録二―C―2に掲げる国際連合規則を改正することが必要であると認める場合にはいつでも、当該国際連合規則を改正することを検討するため、他方の締約国と協議する。

2　両締約国は、国際連合規則を改正することに合意する場合には、各締約国の道路交通環境を考慮しつつ改正案を作成し、WP二十九に提出するために協力する。両締約国は、WP二十九における当該改正案の早期採択のために協力する。

3　各締約国は、付録二―C―2に掲げる国際連合規則であって改正されたものが両締約国によって作成された改正案と著しい相違がないことに両締約国が合意する場合には、改正された当該国際連合規則に定める日までに、改正された当該国際連合規則に従って与えられる型式認定を受け入れる。両締約国間に意見の相違がある場合には、千九百五十八年協定の権利及び義務を適用する。